

＜論 文＞

「経済的自由」の思想と論理

——市場社会と自由の原理——

小 池 田 富 男

は じ め に

ハイエクによって提起された、経済学的均衡と市場社会の自生的秩序（カタラクシー）との区分は、われわれのみるところ、経済学史上のいわゆる「アダム・スミス問題」に帰着するようと思われる。この問題は、これまで一般に理解されてきたようなたんなる利己心と利他心との対峙にあるのではなく、市場社会の秩序をテーマにした『道徳感情論』と「経済的自由」の効率性を論じた『国富論』との対象領域の次元の相違にもとめられなければならない。しかるにスミス以降の経済学の展開は、スミス自身においては区別されていたこれら二つの対象領域の差異を考慮することなく、自然価格対市場価格という伝統的な思考方法の枠組（均衡理論）のなかで、市場社会の自生的な秩序さらには資本主義経済の自律的蓄積機構までも取扱いうるかのような誤解を生みだしてきた。ここに功利主義者たちの予定調和的な社会秩序観や、マルクス学派の経済法則論、そしてポランニに代表される経済一元論などが輩出されることになった。概してそれらの諸説については、「経済的自由」という名のもとに経済機会の均等——競争条件の公平——という政治的な平等原理までも、市場社会および資本主義にとって本来的な原則であるかのようにみなすという共通性が指摘できよう。これは、これまで一般に経済学的に描かれた均衡と市場社会の存立をささえる秩序とが安易に同一視してきたことの結果であり、またそこからくる論理的要請でもあった。

そこで本稿では、ヒュームおよびスミスに

よって体系化されハイエクによって再評価された、市場社会の自生的秩序の論理について検討し、そのたんなる価格システムに解消できない資本主義経済の分析にとっての理論的な有効性を明らかにすることになる。そのうえで、これまで経済学が自明の前提としてきた「経済的自由」が、けっして市場社会のいわゆる《公序》などではなく、資源の効率的配分という《公益》を実現すべく提唱されたたんなる反独占という一つのイデオロギーにすぎないことを明らかにしなければならない。そのかぎりにおいて、この「経済的自由」は、契約社会としての独自性をもつ市場社会にとって本来的な、いわゆる人格的自由の原理——「契約の自由」——とは区別されうるであろう。かくしてわれわれは、市民革命にはるかに先立つ資本主義世界経済の成立を歴史的な与件として、それを支えた固有の社会システムとしての市場社会の存立構造を解明しなければならない。そもそも、市場の自己調整機能も、この市場社会のもとで生産の自由と商品貨幣の流通とが制度化されることによってはじめて機能しうるにすぎないのである。

I 自由主義経済理論の世界像

1. 市場社会の秩序と均衡

経済学は、今日において、自立した主体である個々人の営む経済活動がおりなす帰結として一見すると混沌きわまりない《社会現象》の背後に見え隠れする「経済秩序」、あるいはこうした経済過程の「法則性」を探求する科学（パラダイム）として、一応の市民権をえているといってよい。アダム・スミスを起点に、一方で

のリカード, J. S. ミル, マルクスへの展開と, 他方でのワルラス, メンガー, ジェボンズをはじめとする新古典派経済学への流れという, 二大潮流のきわめて大きな方法的・思想的懸隔にもかかわらず, 経済的自由主義に立脚する経済学の正統は, このような「経済的調和」や「経済秩序」に関する客観的な科学というかぎりにおいては, 全く共通の思考様式のうえに立脚していたのである¹⁾。そして, この「経済人」*homo economicus* の「自己愛」self love や「私益」self interest にもとづく活動からおのずと調和的な「経済秩序」が生まれるという想定にたつ功利主義的個人主義や, それにもとづく自由主義経済理論にたいして, 旧くから多くの多様な批判がなされてきたことは周知のとおりである。

経済学の分野では, ゲスタフ・シュモラーやアドルフ・ヴァグナーらのドイツ歴史学派の人々が, さしあたりドイツ・マンチェスター学派を批判の対象に, 経済活動を私的諸個人の功利的欲求に還元してしまうことのあやまりを指摘し, その社会的・倫理的性格を強調した。すなわち, 彼らは社会を, 個人以外の何ものも含んでいないとはいえ, そうした諸個人の経済行動を制度化し組織化する固有の『*実在*』として位置づけたのであった²⁾。また社会学の分野でも, コントからデュルケムを経てパーソンズに至る方法的展開の過程で有機体説から機能主義へという視軸の変遷こそあれ, 一貫して, 「経

済人」の私益の論理にのみ立脚して産業社会の予定調和的な秩序形成を論ずる, 功利主義的個人主義のオptyimismと素朴な原子論的社会観とに敵対してきたことは, 現代における理論経済学の方法論的再検討に際してもあらためて評価されなければならないまい³⁾。こうしたさまざまな視角からの「経済学批判」をふまえるとき, われわれはイギリス古典学派いらいの自由主義経済理論の伝統的な世界像について, 以下のような疑義をいだかざるをえないのである。

功利的個人の合理的な経済行動から必然的に社会全体の経済秩序を演繹する均衡理論としては, もはや経済学は, L. ロビンズが定義したような「諸目的と代替的用途をもつ諸手段との間の関係として人間行動を研究する学問」というロビンソン・クルーソの合理的世界にとどまらず, いかに客觀性を装うとも, きわめて樂観的で予定調和的な固有の秩序=社会観に立脚する独自の社会=経済思想の説明原理にすぎないものにならざるをえない⁴⁾。経済学が描きだしてきたこれらの「経済秩序」「経済的調和」はけっして経験的, 帰納的に導かれたものではなく, あたかも近代社会における経済現象がはじめから何かひとつの自己完結的な秩序に従っているかのような, ア・プリオリな了解にもとづいているにすぎない。かかる先駆的命題にもとづいて孤立した個人の合理的行動から社会の秩序を演繹する——均衡解の存在証明——経済学の論理に, われわれは, 先駆的な合理主義の刻印が色こくおされていることを看取することができよう。市場の調整過程の「安定条件」につ

1) リカードからマルクスへの経済学の流れと, 新古典派経済学への流れへの分岐にもかかわらず, 両者が共通の「経済学的思考方法」にもとづいていることについては, すでに岩井克人「『経済学的思考』について」(『ヴェニスの商人の資本論』筑摩書房, 1985, 187-189頁)において適切な指摘がなされている。ただ氏においてはスミスの自然価格論がすでに自然法的秩序観にもとづいて展開されているものとされ, ヒュームいらいのコンヴェンショナリズムに定位したスミスの方法論が正当に理解されず, 本稿であきらかにするように, たんなる均衡理論ではないポジティブな反独占政策の理論としてのスミス自然価格論の意義が看過されているといってよい。

2) ドイツ歴史学派によるマンチェスター学派に対する批判については, さしあたり大河内一男『独逸社会政策思想史』(青林書院新社, 1969, 大河内一男著作集, 第一, 二巻)を参照。

3) コントが『道徳感情論』の著者としてのアダム・スミスとそのエピゴーネンとしての自由主義経済学者たちとを区分し, その「経済批判」が主としてド・モリナリをはじめとする後者にむけられていたことは評価されなければならない。(Cf. A. Comte, *Cours de Philosophie Positive*, t. IV, p. 142) またデュルケムが排斥したのも, スペンサーに代表される功利主義的個人主義であって, 個人主義一般ではなかったことは注目されてよい。これについては, T. Parsons, *The Structure of Social Action*, 1968, p. 346を参照。

4) L. Robbins, *An Essay on the Nature and Significance of Economic Science*, 1935, (『経済学の本質と意義』, 東洋経済新報社, 25頁)。

いての数学的定式化がかかえている困難も、こうした経済秩序の先驗的了解にもとづく方法論的個人主義の限界に由来するものといってよい。

もとよりわれわれは、いかなる社会といえどもそれを構成する個人の行為や集団の動向を制度化し律するような何らかの可視、不可視の秩序体系（構造）を有するものであるということを否定しようというわけではない。ただ、こうした社会の存立そのものの根拠となるような『秩序』は、経済学において利己的な「経済人」の合理的行動から演繹されてきたような抽象的な『均衡』とは、全く似而非なるものであるというのである。にもかかわらず、この『均衡』を市場社会に特有な何らかの社会秩序を示すものとして位置づけ、両者を安易に等置するようになったのは、合理的個人の私的利益が必然的に社会的利益に一致するかのようにみなす、バーナード・マンデヴィルいらいの自由主義のイデオロギー、すなわち予定調和的な秩序観にもとづくものといえよう⁵⁾。そもそもこの功利主義的個人主義の原理に立脚している自由主義経済理論が課題に設定する「公益」すなわち「社会的効率性」は、経済社会を独立した諸個人の経済行為のたんなるネットワークにすぎないとする原子論的社会観にとって、かかるネットワークの水平的統合の規準として内部化しようのないような、いわば外から与えられた「社会的利益」なのである。

問題の所在は、希少な資源の合理的配分における「社会的効率性」という「公益」——これは経済学者たちが勝手におしつけがましく社会正義として目的設定してきたにすぎない——についての推論のプロセス（完全競争という「思考実験」）を、あたかも不可逆的な時間の流れ

5) マンデヴィルの『蜂の寓話』の副題「私悪即公益」（Private Vice, Public Benefits）は、これまで功利主義的自由主義の源流をなすものとされてきたが、その本来の意図するところは、社会秩序が人間理性の設計によってもたらされるものではないことを開示したものとして、むしろヒュームースミスの系譜に位置づけるべきであろう。これについては猪木武徳『経済思想』（モダン・エコノミックス24、岩波書店、1987）19頁を参照。

のなかで歴史的に実在する市場社会の現実の経済過程の論理（秩序）ととりちがえてきたところにある。したがって、「経済学は選択形式の科学である」とロビンズ流に定義されるかぎり、F. A. フォン・ハイエクの指摘するように「单一の目標に向けられた意図的選択と協調の行動」を明らかにする家計や企業の理論たりえても、かぎられた不完全な情報と断片的知識にもとづいて行動する個人によって構成される現実の市場社会を分析する理論たりえないである⁶⁾。

2. 市場社会論のプロトタイプ

古典派経済学いらいの正統に位置する自由主義経済理論は、個人の私的利益が必然的に社会的利益に結合されるという前提にたって、「市場」の経済的機能がそれ自体で一定の社会秩序をうみだすことができるというア・プリオリな了解に、すなわち自然法的秩序観に立脚したものであった。こうした自由主義の経済=社会思想のプロトタイプは、これまでもっぱらアダム・スミスの経済的自由主義にもとめるのが通例である。『道徳感情論』のなかのアダム・スミスの有名な言葉、すなわち「見えざる手に導かれ………、それを意図することもなく、知ることもなく、社会の利益を促進する」（傍点は引用者）という一文が、後世の経済学者たちによって都合よく解釈されてきたにすぎない⁷⁾。しかしこの叙述こそむしろ逆に、市場社会の自生的秩序としての「正義のルール」（rules of justice）がけっして先驗的に与えられるもので

6) ハイエクは均衡概念について検討し、生産や消費など、「ある人間のいくつかの行為が均衡関係にあると言えるのは、それらが単一の計画の各部として理解されている場合に限られる」（Hayek, "Economics and Knowledge", in Individualism and Economic Order, 1973, p. 173）と指摘し、こうした一個人についての均衡の条件が個人の集合としての社会についてはそのままあてはまらないことを明らかにした。この点についての詳細な検討として、松原隆一郎「コンヴェンション理論の再生」（季刊『現代経済』Autumn 1984）を参照。

7) A. Smith, The Theory of Moral Sentiments, The Glasgow Edition, Vol. I, pp. 184-185.（水田洋訳、『道徳感情論』、筑摩書房、281頁。）

はなく、日常の生活過程においてコンヴェンショナルに形成されるものであることを示した、ヒュームおよびスミスによる自然法的秩序観への徹底した批判を前提にしているのである。すなわちこの近代社会の自生的秩序の論理を前提にしてはじめて、『国富論』第1篇第7章における自然価格と市場価格の関連にそくした競争の問題も理解しうることは、スミス体系における『道徳感情論』の方法的位置づけからみて当然のことといわなければならない。

そもそも、D. ヒュームの不健全なまでに徹底した懷疑論の洗礼をうけているアダム・スミスが、いかにフランス滞在中にF. ケネーをはじめとする重農学派の影響をうけたとはいえ、大陸合理論やその影響下にある十七世紀の自然法的社会理論をそのまま継承しているはずはあるまい。周知のようにホップス、ロックなどの十七世紀の自然法的社会理論は、近代的諸個人の抽象的権利を基礎に、かかる合理的個人による「契約の擬制」にもとづいて、『政治社会』としての市民社会を演繹的に構成したものであった。それゆえこの「社会」は、はじめから直接的に、理性にもとづく一定の秩序（正義）をそなえたものとして構想されていたのである。これに反して、先駆的理性と「契約」のフィクションの否定から出発する十八世紀の社会理論は、現実の諸個人のバラバラな感情（エゴ）を起点に、かかる個人の相互の交渉のプロセスが、いわば経験的に行行為の社会的適宜性（相互の是認）にもとづいて、『正義と秩序』をコンヴェンショナルに形成するという了解のうえにたっている⁸⁾。この『欲望の体系』ともいるべき

8) 十七世紀の自然法社会理論と十八世紀の自然法社会理論についての比較研究として最もすぐれた著作としては、田中正司『市民社会理論の原型』（御茶の水書房、1979）が参考されなければならない。田中教授は、十八世紀社会理論とりわけスミスの『同感の原理』を、ヒュームのコンヴェンション理論のそのままの延長において論ずるのではなく、むしろロックとのかかわりにそくして「個人が相互主体（インター・サブジェクト）としての自らの社会性を自覚するための個人の感情原理」（同上書、240頁）として明らかにされている。そこでホップスやロックが所与とした、「自然権」としての所有の権利そのものを指定する論理であることへの言及が必ずしも明確になされなかつたように思われる。

ヒューム、スミスらの十八世紀市民社会像の意義は、歴史や社会がけっして理性や協定によって意図的、計画的につくられるものではありえないことを示した点にある。同時に、社会の秩序=存立の問題を、ホップスやロックのように「共通権力の形成」という外部的な『政府の論理』に委ねることなく、ごく通常の人々のきわめて、一般的な日常の道徳感情にもとづく自生的なものとして内部化したことの意義は、高く評価されなければならない。

われわれは、ロックに代表される十七世紀市民社会論が『市民政府の樹立』という歴史的使命を与えられて、就中その社会契約説が革命理論として有効性を發揮したことの思想的意義を何ら否定するものではない。しかしながらそれにもまして、ヒュームやスミスが対象にした社会は、十七世紀の社会理論がいわば『権利の体系』として演繹し構想した抽象的な「政治社会」と異なり、歴史的実在としての「商業社会」であったことを、何よりも評価しなければならないのである。A. ファーガスンをはじめとするスコットランド歴史学派の人々の影響のもとに、すぐれた現実感覚と歴史認識をそなえていたヒュームやスミスは、市民革命にはるかに先立つヨーロッパ諸地域での「商業社会」（市場社会）としての市民社会の事実上の形成があったことを正当に理解していたのである⁹⁾。社会を理性によって設計され構築されるものとしてではなく

9) ヒュームの現実的な歴史感覚については、その『イギリス史』（The History of Great Britain）から充分に看取することができよう。このウォルポールの改革に対するボーリングブロックからの批判をめぐる論争を契機にして書かれた著作は、当時においてトーリー的偏見を示すものとしてウイッグやラディカルズから非難されたが、フォーブズも指摘するように、ヒュームにとっては自由政府か絶対主義政府かといった政治選択が問題なのではなく、いかなる政体（Constitution）のもとにあると『正義にもとづく秩序』を規準に測られる「文明の度合い」こそが問題だったのである。（D. Forbes, Hume's Philosophical Politics, Cambridge U. P., 1975, p. 121）こうした『政府に先立つ正義』という市場社会の自生的秩序にもとづいて、ヒュームは人民の抵抗権に懷疑的だったにすぎない。これについては、大野精三郎『歴史家ヒュームとその社会哲学』（岩波書店、1977）および、田中敏弘『イギリス経済思想史研究』（御茶の水書房、1984）を参照。

く、すでに自生的秩序をそなえて存在するものと把握した、ヒュームに代表される方法的コンヴェンショナリズム——合理主義批判——こそ、推測をおそれずにいえば、たんなる、哲学上の論争にとどまらず、こうした豊富で的確な歴史認識（「市民社会の自然史」）に由来したのではなかろうか。ヒュームやスミスは、歴史的、経験的な所与としての市場社会の「市民政府」に先立つ存在を前提に、そこでの旧来からの共同体的規制原理にかわるあらたな秩序を、日常的な諸個人の感情のレヴェルでのモラルの問題として取扱ったのである。

こうした思想史的文脈のなかでアダム・スミスの『道徳感情論』を位置づけるならば、アダム・スミスをスミス以外の古典派経済学者たちや現代の主流派をなす自由主義経済理論家たちと同列に扱いえないものである。たとえば制度学派のT. ヴェブレンが適切に指摘しているように、目的論的な自然法的秩序観に定位していたかぎりにおいてスミスは、因果論的な自然法秩序観に立脚していた重農主義者たちと区別されなければならない¹⁰⁾。またコントやデュルケムが批判したように功利主義的人間観に立脚した楽観的な予定調和論者であったとすることも的を射たものとはいえないであろう¹¹⁾。現代の新

古典派経済学にたいするハイエクによる痛烈な批判をまつまでもなく、すでにはかならぬアダム・スミス自身がヒュームのコンヴェンショナリズムにもとづき、独立した経済主体によって構成される市場社会の自然発生的秩序としての「正義のルール」の形成を論ずることによって、大陸型の自然法的秩序観や功利主義原理に立脚した予定調和的な秩序観を批判する視座を確立していたのである。

3. スミス自然価格論の位相

ヒュームの『人性論』、およびスミスの『道徳感情論』において展開された社会理論の画期的意義は、近世・近代のヨーロッパにおける世界商業の展開のなかで形成された、歴史的与件としての商業社会（市場社会）に固有な秩序を、十七世紀の自然法理論とは全く異なる文脈において、何よりも経験的事実として論理化したところにある。すなわち、近代の日常世界における多様な個人の自由な欲望（利己心）とそれにもとづく行為から出発し、それが他方で、社会生活において人はたえず他人との意志や感情の疎通をはかるという《同感の原理》によって他人の行為を合理的に期待するということから、おのずとこの期待にしたがって自分の行為を相手の行為と適合すべく調整するようになるという、暗黙のルール（社会的コンヴェンション）を自発的に創出するというものであった¹²⁾。それゆえ、この《同感の原理》にもとづく「正義

10) 「アダム・スミスにおいては労働が価値決定の最終項である。この商品の《実在》価値は、彼の目的論的先入観のもとに、経済学者によってそれらに負わしめられた価値である。……人々が財貨を取り扱うさいに実際にこれに賦与する価値は、アダム・スミスが財貨に負わしめる実在価値に関係なしに決定されるように考えられる。しかし、それにもかかわらずこれら市場価値に関する本質的な事実は、不可侵の自然法則の導きのもとに、財貨に目的論的に負わされた実在価値に対するそれらの仮定された接近である。」(T. Veblen, *The Place of Science in Modern Civilisation, and Other Essays*, Russell & Russell, 1919, p. 120)

11) デュルケムは、近代西欧の産業社会におけるアノミーにたいする危機意識から、「社会」は、功利主義的利害関心にもとづく外的な人間関係を超えた何ものか、すなわち人々を共同利益の尊重と他者との恒常的連帶へ指向づける構造をもった何ものかでなければならないとしていることは周知のとおりである (E. Durkheim, *Leçon de Sociologie*, P. U. de France, 1950, p. 52)。この点についての詳細な検討として、宮島喬『デュルケム社会理論の研究』(東京大学出版会, 1977) が参照されなければならない。ただ、デュルケムにおいてはスペンサーを直接の批判の対象にしていたため、スミスとスミス以外の

古典派経済学者たちの本質的な相違については、明確に区別されていない点で問題を残しているように思われる。

12) ヒュームにおいて明示的に提起された convention は、社会秩序の性格を示す概念であるが、しかししばしば誤解されてきたようなたんなる《習慣の秩序》ではなく、近代の市場社会に固有な秩序の性格を表現する概念といわなければならない。これについて桂木隆夫氏はつぎのようなきわめて明快な指摘をなされている。「convention はこの意味では新しい欲望が社会的欲望として認知されるよう競い合っている状態であり、あるいはそれぞれの欲望がその下で許容されうるようなルールを期待し競い合っている状態である。したがってそれは、ルールを自発的に創出しその下で自由に期待し競争するという観念を含んでいる。」(「ヒュームとスミス」、長尾・田中編『現代法哲学(2)』、東京大学出版会, 1983, 136頁。)

のルール」は、中世ヨーロッパの伝統的な超越的・先驗的な秩序観に対する批判であったことはいうまでもないが、それよりも人間を利己心で一元的にとらえるホップス、ロック、マンデヴィルらの社会觀、および人間を利己心と利他心との二元性においてとらえるシャツベリらの社会像を、ともに超克する新たな方法的地平を切り拓いたものといえよう。こうしてスミス自身においては、利己心と利他心との対立といういわゆる「アダム・スミス問題」は、《同感の原理》によって止揚されるものとしてはじめから存在しなかったのである。

ところで、ヒュームの徹底した合理主義批判（懷疑論）とは異なり、スミスにあっては旧来の自然法思想にみられた神の摂理を否定しているわけではなく、固有の自然神学にもとづいて経験的方法と自然法思想との彼なりの統一がはかれていることを無視してはならない。この統一をスミスは、目的原因と作用原因とに次元の区分を設けることによって、すなわち《神の意志》といってもそれはあくまで経験的事実の観察からのみ推論しうるにすぎないものと位置づけることによってなしとげたのである¹³⁾。それゆえスミスにおける「見えざる手」という自然目的のかかる名目的な位置づけを理解しえずに、旧来の自然法的秩序観への退行を指摘したり、また楽観的な予定調和論とみなすことは、誤りといわなければなるまい。そもそも、欲望を原因とする諸個人の営為も「同感」というある種の内省的・批判的契機にもとづいてはじめて社会のルールを形成するという論理は、コン

13) スミスの目的原因としての自然法についての位置づけは、例えば『道徳感情論』における次のような叙述から窺うことができよう。「その特別な重要性のために、もしこういう表現が許されるならば、自然の愛好する目的とみなしていいような、あらゆる目的については、自然是つねに……自分が意図する目的への欲求を人類に与えておいた………」(The Theory of Moral Sentiments, p. 77, 前掲訳書, 120頁.) また星野彰男教授は、「たしかに、スミスはかかる自然法が神の掟であり自然の摂理であると述べているが、しかしそれはけっして超越的な非歴史的な概念なのではない。スミスの自然法にあっては神のプランが問題なのではなく、神の世界から区別される世俗的な人間世界だけが問題なのである。」(『アダム・スミスの思想像』, 新評論, 1976, 54頁.)

ヴェンションがたんなる習慣の秩序とは異なるものであることを示し、反理性主義を標榜するヒュームの倫理思想の深層にもすでに合理主義の一端が顔をのぞかせていたのであって、スミスがただそれを整合的にとりだして体系化したのだといえよう¹⁴⁾。

こうしてヒューム、スミスの市場社会の自生的秩序は、あくまで帰納的に尊かれた純粹に経験的な事実なのであり、またけっして「経済人」なるものの利己的行動から一元的に演繹された、抽象的推論の帰結にすぎないいわゆる《経済的調和》などではない。したがって、『国富論』における自然価格と市場価格の関連にそくした「自由な競争」がもたらす価格の調整機構に関する叙述を、そのまま『道徳感情論』での自生的秩序の具体化として位置づけることは、決定的なミス・リーディングだったわけである。端的にいえば、市場社会の自生的秩序はスミスにとっては、重商主義の時代の前期的（初期）独占体制下の「不完全」な市場機構のもとにおいてもなお存立しうるような、商業社会の秩序（カタラクシー）として位置づけられていたのである。

これに反して『国富論』における自然価格論は、そうした市場社会の自生的秩序を自明の前提に、それとは全く別の次元で、資本・労働・土地所有の三大階級の調和を保った経済成長を保証する基準として論じられているにすぎない。周知のように自然価格は、はじめから生産の三要素（資本・労働・土地）の提供に対する適正な報酬である利潤・賃金・地代の「自然率」の合計として設定され、かりにそれから乖離する市場価格の形成があったとしても、不均等な所得分配は必然的に生産諸要素の配分調整をつうじてたえずそれに訂正されるというのである¹⁵⁾。

14) ヒュームの sympathy 概念のもつ内省的な契機についての言及としては、P. S. Årdal, *Passion and Value in Hume's Treatise* (Edinburgh, 1966) を参照。

15) アダム・スミスの経済学の方法が経験的・歴史的性格を有する点で、きわめて厳密な演繹的体系を構築したりカードの経済学の方法と区別されなければならないということについては、桜井毅『イギリス古典経済学の課題

したがってそれは、けっして現実の市場過程の経験的分析や、基本命題からの抽象的推論などではなく、絶対王政期の特權的自由主義（初期独占）や市民革命期の議会的重商主義とよばれる保護主義的体制に比較した、経済的自由主義（営業の自由）の政策的効果（効率性）を抽象的に表現したものといわなければなるまい。すなわちスミスは消費者主権の立場にたって、国民一人あたりが享受しうる消費財をできるかぎり極大化すべく、国富の増進（資本蓄積）が安定的に維持されるための条件を、生産要素を提供する三大階級への所得の調和的な分配にもとめたのであり、それを保証する価格の基準が自然価格だったわけである¹⁶⁾。

こうして、スミスにとって、市場価格の自然価格への収斂を実現するものとしての『自由競争』は、あくまで国民一人あたりが消費しうる生活必需品・便益品を極大化するための反独占政策として位置づけられているのであって、現実の市場における価格形成過程として経験的に論じられているのではない。またそのかぎりでスミスの自然価格論は、これまでの均衡論的経済学の地平でいわゆる『経済法則の論証』としての理解する場合に必至な、論理的トートロジーを免れていたのである。

II 「経済的自由」の再検討

1. 市場と競争

ところが、自然価格対市場価格という経済学的思考の枠組は、すでにみた階級的調和のとれた安定的な経済成長（富裕の自然的コース）の

と方法』（ミネルヴァ書房、1988）での指摘がある。この方法のちがいは、それぞれの経済学体系における自然価格論の位置づけの相違となってあらわれ、スミスにとって自然価格体系は分配関係におけるア・ブリオリな命題として設定されているのに反して、リカードにおいては労働価値説にもとづいて演繹的に論証されるべき課題だったわけである。

16) スミスの自由主義は、けっして消極的な意味での「自由放任」（laissez-faire）にとどまるものではなく、反独占政策という国家権力の干渉をも容認するという積極的な性格をもつものであった。これについては、岡田与好「自由放任主義と社会改革」（『経済的自由主義』、東京大学出版会、1987、所収）において詳細な検討がなされている。

ための与件の表現という A. スミスの原意から次第にはなれ、それぞれ固有の文脈において、リカード—マルクスの階級的分配論や、新古典派経済学における合理的資源配分論に継承されていった。近代の資本主義社会において、市場での価格形成がそうした階級的分配および資源の効率的配分の機能をはたしていること自体については、何ら異論のないところであろう。資本—賃労働関係において形成された「剩余価値」の諸資本への均等な分配、すなわち異部門間ににおける利潤率の均等化を実現するものとしての「生産価格」体系や、生産の技術的条件と消費者の主観的選好によって限界的に決定されるすべての市場における需給を同時に一致させるものとして位置づけられた一般均衡価格体系こそ、こうした市場の機能についての一つの自己完結した抽象的表現なのである。したがって、それらの価格体系は、実際の不可逆的な時間の流れのなかで「日々の市場価格がそれをめぐって運動」する「重心」といっても、それぞれ『剩余価値の均等な分配』および『資源の効率的な配分』という視点から抽象的に推論されたかぎりでの「重心」にすぎず、「一定の期間にそれに平均化される重心」というような経験的レベルでの市場価格の基準として位置づけられていると解ることは誤りといわなければならない¹⁷⁾。

このように、経済学的世界における均衡価格体系の形成が抽象的推論にもとづく一種の思考実験の帰結にすぎないことは、たとえば現実の市場の競争過程における個別経済主体にとっての情報の不完全性によっても明らかであろう。近代社会における市場の経済的—経済学的ではない—意義は、むしろ経済学の正統である競争的均衡理論の想定とは逆に、情報の不完全性の前提とその克服にあるといわなければなら

17) マルクスの生産価格論における理論的な困難（転形問題）の原因の一つは、生産価格が一方で現実の市場価格の変動とはかかわりのない所で「剩余価値」の均等分配の抽象的な基準として位置づけられながら、他方では、市場価格が「一定の期間にそれに平均化される重心」として規定しようとしたところにあり、これら二つの論理を安易に統一して論じようとしたことに求められよう。

ない。相互に独立した人格として多様な生活をいとなむばらばらな個人によって構成される体制の下においては、経済生活に関連のあるわれわれの個別的な諸知識は不完全でしばしば矛盾したまま多くの人々のあいだに分散しているのであって、市場における競争過程こそ、この分散した具体的知識を可能なかぎり整理し「現在の社会的重要度を測定」しながら価格（社会的価値）へと変換する試行錯誤のプロセスなのである。それゆえハイエクの指摘するように、「完全競争」（完全情報）という従来の均衡論的経済学の想定では、さまざまな個人に対する与件が相互に完全に調整されているという、いわば市場の働きが完全に終了した地点から市場の説明を始めるといった転倒した論理展開になっているといえよう¹⁸⁾。

結局のところ、これまでの均衡論的な経済学の欠陥は、市場を機能としてではなく歴史的存在として、しかも近代社会の基本的な構成原理を示す社会システムとして位置づけることから出発しなかったところにある。この市場社会の安定性（秩序）は、けっして資源の合理的・効率的配分によってもたらされるような「経済的均衡」に依存するわけではなく、何よりもまず第一にヒュームやスミスがあきらかにした自生的な「正義のルール」、すなわち所有の安定のルールにもとめられなければならない。この自生的秩序の形成は、旧来の伝統的な生産諸関係のなかへの商品経済の浸透とともに、事実上の排他的な私的所有関係の制度化の過程として実現されていったことはいうまでもない¹⁹⁾。そ

18) 「現代の競争的均衡理論が、本当の説明なら競争の結果として説き明かさなければならない状態を想定している」ことについて、ハイエクは次のように明確に批判した。「現代の競争理論はほとんどもっぱら『競争的均衡』と呼ばれている事物の状態——そこではさまざまな個人に対する与件は完全に相互に調整されていることが想定されている——だけを取扱っているのであるが、説明を必要とする問題は、与件がそのように調整される過程の性質である」（“The Meaning of Competition”, 田中真晴訳『市場・知識・自由』、ミネルヴァ書房、1986、80頁所収。）

19) ヒュームにおいてはこの「正義のルール」が排他的な所有の安定のルールを意味することは明白である（Cf. Hume, Treatise of Human Nature, Book III, Part II, pp.

してこの所有の一元化のプロセスがすぐれてコンベンショナルな性格のものであり、それゆえ市場社会の形成も、伝統的・家父長的な政治体制の水面化で潜在的に進行していく事態であったことは、ヨーロッパ近世・近代史研究において周知の事柄といってよい。近代において市場とは、資源の配分機構であるまえに、こうしてしだいに人格的独立性をかちとつていった近代的諸個人たち相互の、しかも個別的な取引（契約）のばらばらな集合としての社会的ネットワークにはかならないのである。

この独立した諸個人たちの分散した経済生活が、まがりなりにも一つの社会的ネットワークを形成することになるのは、一般的等価物として固定された商品貨幣を媒介にする統一的な交換関係の成立によるることはいうまでもない。マルクスがその貨幣論であきらかにしたように、こうした交換関係は貨幣を富の一般的な定在（価値物）として措定することになり、そこで貨幣がすべての経済主体にとっての特有な欲望の対象となって、一方でできるだけ安く買おうとし他方でできるだけ高く売ろうとする市場的行為規範を生みだすのである。「経済人」の「利己心」とは、たんなる人間の欲望とは区別される、かかる貨幣物神に起因する市場社会に固有な貨幣にたいする欲望といえよう²⁰⁾。しかも市場における競争はたんなる利益追求にとどまらず、互いに分散した不完全な個別情報しかもち

252-272、大槻春彦訳『人性論』（四、岩波文庫、55-114頁）が、スミスの『道徳感情論』ではより一般的に利己心にもとづく行為の社会的適宜性の基準として論じられたため、市場社会における所有=交換の秩序の論理としての性格が希薄化していることは否めない。そこでたとえば田中正司教授のように、『道徳感情論』の主題を「既成の市民社会における市民の社会的自覚の倫理」（田中、前掲書、227頁）、あるいは『国富論』の『経済人の倫理』を基礎づける点（同上、225頁）にもとめるという解釈を生み出すことになったが、たんなる倫理の問題とすることには再考の余地があるようと思われる。

20) 『道徳感情論』における「正義のルール」が、ともすれば競争の公平のルールという『国富論』の論理にそくして理解されるようになったのは、所有の相互是認という『同感の原理』が前提とした人間が生まれながらにもつ一般的な欲望と、近代の市場社会における「経済人」に固有の貨幣的富にたいする「利己心」とが、明確に区別されていなかったことによるものといえよう。

あわせていない諸個人が、売り手あるいは買い手として有利に取引をすすめるべく、できるかぎり広汎なしかも正確な情報をもとめて行われるコミュニケーションのプロセスということになろう。むろんこのコミュニケーションも、互いに利害の対立する者同志のかけひきをつうじて遂行されるかぎり、結局のところ情報の不完全性を完全に克服しうるわけではない。いずれにせよ、こうした市場での競争は、いかなる状況にあろうと、つねに売り手あるいは買い手の『自由』な貨幣欲にもとづいて行われるのであるから、それはアダム・スミスの積極的な反独占政策としての自由主義を何ら前提にするわけではない。

2. 「営業の自由」論争によせて

私的・排他的な所有の安全のルールという自生的な秩序にもとづいて存立する市場社会は、本来的に『自由社会』であり、そしてまた必然的に『競争社会』である。その『自由』とは所有の排他性に由来するかぎりでの近代的諸個人の人格的独立性に他ならず、また『競争』とは相互に自立したかれらが交換関係において必然的にもつ貨幣にたいする欲望（セルフ・インテレスト）の追求に他ならない。しかしこのかぎりでは何らそれぞれの経済主体にとっての競争条件の公平性を問うものではないから、それゆえこうした競争の自由は、アダム・スミスのいわゆる「近代的自由主義」のみならず、絶対王政期いらいの「特權的自由主義」をも包括しているのである。にもかかわらず、これまで経済的自由主義はもっぱらアダム・スミスの反独占主義にそくして理解され、しかもそれを資本主義社会にとって本来的なものと位置づけてきた²¹⁾。そこでわれわれは、さしあたり「営業の

21) 宇野弘蔵が、十九世紀中葉におけるイギリスのいわゆる「自由主義段階」の資本主義をもって本来の「典型的な資本主義」と位置づけ、「原理論」としての『資本論』の対象とした（宇野弘蔵『経済学方法論』、宇野『著作集』第9巻、岩波書店、27-29頁）ことについては、理論的にも次のような問題点が指摘されよう。十九世紀の自由主義は対外的には『自由貿易帝国主義』として、対内的

「自由」をめぐる論争を手懸りに、経済的自由主義について検討しよう。

「営業の自由」を一義的に「国家からの自由」に限定して解釈してきたわが国法律学界の一般的な傾向に対して、岡田与好教授は、資本主義的「公序にもとづく経済的自由」と「人権にもとづく経済的自由」との区別の必要を説き、経済的自由主義についてのこれまでの既成観念の再検討を鋭く迫った²²⁾。すなわち、「初期独占」や同職・同業組合によるギルド的規制からの解放としての「営業の自由」が、例えば「団結禁止法」や諸独占禁止立法といった国家権力の発動によって、「契約の自由」（団結・独占の自由）にたいする干渉という危険をおかしてまでも守られたという歴史的事実にもとづき、人権に由来する「契約の自由」（国家からの自由）の形式性に対して、「公序にもとづく経済的自由」としての「営業の自由」の実質的な優位性を主張されたのである。この問題提起は、「経済的自由」を「国家からの自由」に限定するかぎり、それが実際には「独占の自由、談合の自由、競争排除の自由」として機能し、「経済的強者の支配を正当化し保障」することになるという的確な現状認識のうえにたったものである。すなわち、「(1)経済的自由は、競争の自由だけではなく競争排除の自由をも、個人の自由だけではなく団体の自由をも意味しうることを考慮に入れたうえで、(2)経済的自由にとって、自由放任は実際に何をもたらし、国家干渉は実際に何をもたらしたかを、具体的に考察し直さなければならない」と²³⁾。

「営業の自由」および「契約の自由」という

には反独占政策としての国家干渉というポジティブな性格を有していたのであり、たんなる「価値法則」が貫徹するための『国家不干渉主義』に解消してしまうことは誤まりといわなければなるまい。すでに指摘したように、こうした経済学的思考方法に由来する「価値法則」の位置づけそのものが問題なのである。

22) 営業の自由をめぐる問題は、岡田教授によれば、「営業の自由と国家干渉との対立ではなく、営業の自由と契約の自由という、資本主義的法秩序の土台をなす二大公益（=公序）の対立と調整がここでの問題の焦点である。」（岡田「経済的自由主義とは何か」、前掲書、16頁。）

23) 岡田、前掲書、38頁。

経済的自由の両義性を適切に区分した岡田教授の指摘は高く評価されなければなるまい。しかしながら、「契約の自由」をたんに形式的なものとし、これにたいして「営業の自由」こそが資本主義経済にとって本来的な「公序」であるとすることには、われわれは疑義を抱かざるをえない。この「営業の自由」は、岡田教授も了解しておられるようにスミス以来のイギリス古典派経済学が立脚してきた経済的自由主義であり、より具体的にいえば一つの政策選択にすぎない反独占=経済的機会均等主義なのである²⁴⁾。周知のようにスミスの自由主義は、絶対王制以来の特權的な独占（トーリーの自由主義）の解体と、市民政府下の保護主義（ウィッグの全体主義）の桎梏からの解放を意図した、「二つの独占」からの自由の政策的主張に他ならない。そしてこの政策選択の根拠を、消費者主権の立場から、資源の合理的配分によって国民一人あたりが消費しうる富の量を極大化するものとしての競争条件の公平性および競争（市場参入）機会の均等性にもとめたのだといえよう。こうして、すでにみたようにアダム・スミスの自然価格論は、反独占すなわち「営業の自由」の政策のもたらす経済的効率性についての抽象的表現だったわけである²⁵⁾。そのかぎりでは、それは文字どおり public policy に関する議論なのであって、功利主義的な予定調和論者のように、

24) 岡田教授は、一方では正しく「経済的自由」を歴史的諸類型に区分して論じながら（前掲書、31-32頁），他方ではその一類型にすぎない反独占政策としての「経済的自由」を資本主義経済にとっての「公序」とみなすのであるが、これは「自由」な価格機構を「商品・市場経済秩序の維持・存続」（同上書、13頁）のための条件とみる経済学的ドグマに由来しているといえよう。それゆえさきの「経済的自由」の諸類型のなかには、いわゆる絶対王政期の「特權的自由主義」は一切含まれていないのである。

25) むろんスミスには《最適性》（optimum）という概念はないが、消費者主権の立場からの反独占政策の効率性への関心が『国富論』のモチーフであったことは、その冒頭序文の叙述から窺うことができる。「それゆえ、この〔労働の〕生産物またはそれで購買されたものが、それを消費すべき者の数に対する割合の大小に応じて、その国民は、必要とするいっさいの必需品および便益品を、十分にまたは不十分に供給されることになるであろう。」（A. Smith, Wealth of Nations, 木内・松川訳『諸国民の富』（-），岩波文庫，90頁。）

市場社会の存立を可能ならしめるような自生的秩序の論理と同一に解することはさけなければならない。このように、『道德感情論』の「自然的自由の体制」（system of natural liberty）としての市民社会における「自由」の論理と、『国富論』における「経済的自由」（反独占）の論理とは、次元の異なった全く似而非なるものといわなければならないのである。

結局のところ、「《経済学》Political economy の原理に立脚する《営業の自由》」²⁶⁾とは、市場社会にとって本来的ともいうべき私的 利益の追求としての《競争の自由》そのものではなく、たんなる競争条件における公平性や経済的機会の均等性を意味しているにすぎなかったのである。それゆえこの《機会均等主義》はけっして資本主義経済の普遍的な存立を可能ならしめるような基本原理などではなく、あくまで市民革命期に固有な政治的平等主義に関する一表現ということになろう。そもそもイギリス古典学派の政治経済学は、その論理展開の客觀性とはうらはらに、こうして資本主義経済の一発展段階においてとられたにすぎない特殊歴史的な政策を経済効率の観点から合理化するという、イデオロギー性をもって登場したことはいまさらいうまでもなかろう。

3. 市場社会と国家

アダム・スミスの『国富論』における経済的自由主義は、けっしてしばしば誤解されてきたようなたんなる自由放任主義などではなく、経済的機会の均等（反独占）のためには「契約の自由」にたいする国家の権力的な干渉をも正当化するという、きわめてポジティブな内容をもっていたのであった。それゆえ、かかるものとしての「営業の自由」を《国家からの市民社会の解放》の論理として位置づけることは、たしかに岡田教授の指摘するように妥当ではない。しかしながら、この「営業の自由」はすでにみたようにあくまでイギリスの市民革命期に固有

26) 岡田、前掲書、13頁。

のポジティブな反独占政策なのであるから、これをもって資本主義社会に普遍的な「公序」とすることもまたあやまりなのである。

市場社会が、こうした「自由な競争」によってもたらされるとされた経済的均衡とは全く次元を異にする「正義のルール」という、自生的秩序にもとづいて存立していることについてはすでにみたとおりである。それゆえ、むしろ「契約の自由」こそがこの市場社会の自生的秩序にかかわる基本原理なのであり、これを「営業の自由」にたいして形式的なものと位置づけることこそ、転倒した理解なのである²⁷⁾。個人の欲望——利己的であるか利他的であるかを問わないが——を行動原理とする『競争社会』としての市場社会は、こうして人格的に独立した諸個人の「契約の自由」によってささえられており、それゆえはじめから政治状況に応じてセルフ・インタレスの追求の手段としての『団結の自由』や『独占の自由』をも可能にする社会だったわけである。この人格的独立性と「契約の自由」は、けっして「人権」あるいは「自然権」といったそれ以上の理論的遡及を不可能にするア・プリオリな規定に由来するわけではなく、共同体的自然経済への「商品経済の浸透」にともなう排他的・一元的な所有関係のコンヴェンショナルな制度化という、まさしく経験的な歴史事実に由来しているのである。こうした所有の安定をもたらすコンヴェンショナルな「正義のルール」のうえに存立するかぎりにおいて、市場社会は生まれながらに「国家干渉からの自由」な社会システムとして形成されていたわけである²⁸⁾。かかる意味において、ホップスおよ

27) 岡田教授がこの「契約の自由」についての積極的な展開をなされなかったのは、一つには、平等原理にもとづく政治社会としてのいわゆる「市民社会」のみを対象にし、それに先立つ市場社会の存在を考慮しなかったためといえよう。それゆえ、第二に、この「営業の自由」に先立つ「契約の自由」の歴史的な意義を見過し、もっぱら「基本的人権の一要素として概念構成」(岡田、前掲書、3頁) しるにすぎないと判断停止をしているからである。例えば、「職業選択の自由」は現在では「基本的人権」に位置づけられているが、歴史的には、「営業の自由」に由来するものではなかろうか。

28) これまで近代のヘーゲルやヴェーバーをはじめとする社会諸論理は、一般に「経済と社会」を対立させて二元

びロックがア・プリオリな与件とした所有についての抽象的権利を、あくまで経験的に、分業と交換のもたらす「共通利益の感覚」から帰納的に導いたヒュームのコンヴェンショナリズム(契約説批判)こそ、市民革命にはるかに先行する市場社会(商業社会)の形成という歴史的事実をふまえた社会理論として高く評価されてよい。

ところで、この市民革命に先立つ市場社会では、しだいに形式的なものとなった中世社会いろいろの人格的不平等の原理と(身分制秩序)、排他的な所有にもとづくかぎりでの人格的自由の原理とが奇妙に共存していたという点にその特徴をもとめることができよう。絶対王政から市民革命に至る世界史的展開は、われわれの視点からみると、伝統的な身分制秩序における人格的不平等の原理に、あらたな人格的自由の原理——きわめて特權的(ブルジョア的)な性格のものから出発したが——が対抗し、しだいに勝利をおさめていったプロセスと位置づけることができる。それぞれの身分集團として共有する権利と義務の相互承認に基づく中世いろいろの伝統社会の秩序は、分散していた司法的・行政的権力の国王への中央集権化にともなって形骸化していくのであるが、それはしだいに「人びとを均質な文化をもった単一の集團に結集させる」という効果をもたらしたことはいうまでもない²⁹⁾。しかし絶対王権それ自体はあくまで伝統的な権力関係の凝集にすぎず、国王は一方で貴族を自分の配下に置こうとしながら、他方では、民衆からの圧力に対して貴族の特権を守ろうとしたのであって、完全に一つ

的に論じ、「一定の社会的凝集を生みだすのは市場における利益連合だけでなく、文化規範と慣習である」。(R. Bendix, Nation-Building and Citizenship, 1977, V. of California P., p. 38, 河合秀和訳『国民国家と市民的権利 I』, 岩波現代選書, 42頁) しかし市場社会は、けっして「市場機構から生ずる利益連合」などではなく、ヒュームやスミスが論じたようにそれ自身に固有の規範体系を「正義のルール」としてそなえた社会システムなのである。

29) I. Wallerstein, The Modern World-System, Academic Press, 1974, 川北喬訳『近代世界システム I』, 岩波現代選書, 217頁。

の集団としての連帯意識をもった民衆のナショナリズムに根拠を有する『国民国家』の権力たりえたわけではなかった。王制が存続するか否かにかかわらず、そうした『国民国家』が確立するためには、人格的平等の原理の確立という「大転換」(トクヴィル) を俟たなければならなかつた所以である³⁰⁾。

伝統社会においては、権利や自由は個々の臣民ではなく集団に、すなわち身分や自治体に与えられていたにすぎなかつたが、傭兵制(武力の独占)と王に従属する官僚集団の整備にもとづく中央集権化がこうした身分制秩序を弛緩させ、排他的な所有(占有)にもとづくかぎりにおける個々人の人格的自由(契約と生産の自由)というあらたな市場社会秩序をささえる基本原則の確立の背景となつたのである。とはいへ、市場社会はヒュームやスミスが「正義のルール」としてあきらかにしたようにそれ自身に固有の自生的秩序をもつものとして成立したのであり、だからこそいかなる政治(国家)体制の下においても、むろん一定の制約をうけながらあるいはそれを積極的に利用しながら、ヨーロッパ諸地域でさまざまな性格をもって存立したのであった。こうした国王への権威と権力の集中による絶対王政国家の確立過程と、しだいに均質化していった民衆の生活世界のレヴェルにおける所有の安定性=人格的独立性にもとづく市場社会の形成過程は、旧体制下の16世紀から18世紀にかけて固有の分業=蓄積連関を形成したヨーロッパ世界経済がもたらしたメダルの両面といえよう。

III 資本主義と市場社会

30) トクヴィルはこのプロセスを、フランス革命を対象に、有名な『自由と平等の逆説』として見事に描いた。「独立していることは、平等な人々の間にあって自立心と誇りを感じさせる。同時に無力さが、折に触れて外からの援助がないことを感じさせる。人々はすべて無力で同情心を失っているから、彼らからは援助を期待できないのである。この苦境にあって、市民は自然にかの巨大な権力に目を向ける。」(A. de Tocqueville, *Democracy in America*, II, p. 311.) まさに前期的自由主義から保護主義への移行の論理であるが、いうまでもなく市民革命によって人格的自由の原理そのものが制約されたわけではない。

1. ヨーロッパ世界経済と商品貨幣

ウォーラステインをはじめとする近代史の再検討をつうじてしたいにあきらかになってきたように、産業革命(工業化)に先立ついわゆる重商主義の時代は、けっしてたんなる商業の時代でもなければ、また19世紀の「本来の資本主義」あるいは「典型的な資本主義」へのプレ・ステージでもなかつた³¹⁾。多くの史料が示しているように、15、6世紀は「世界の商・工業が地理的にも、またそれに関係する人口の規模からいっても大発展を遂げた」時代であり、それは人口の増加と農業における生産性の急激な上昇を基礎とする経済的発展であつて、農業以外の分野での新興産業の勃興をつうじて新たな「製造業者」の階級が台頭するなどさながらネフのいう「最初の産業革命」の様相を呈していた³²⁾。すでに16世紀において、西ヨーロッパと東ヨーロッパの間で、またヨーロッパ世界とスペイン領新大陸をはじめとする非ヨーロッパ世界との間で、「恒常的な貿易関係」が成立していたのであった。この東ヨーロッパおよび新世界をも包括する「ヨーロッパ世界経済」(ウォーラステイン)の意義は、けっして世界商業としての地理的外延性にあるのでも、また都市を拠点に貿易活動に従事した商人〔資本〕のグローバルな活躍にあるのでもない。それらの貿易関係の恒常性が示すように、一つの自律的な分業=蓄積連関(資本主義世界経済)が成立したのであり、ここにこそ近代史のエポックをもとめなければならない³³⁾。

31) 周知のように、産業革命に先立つこの重商主義の時代の位置づけについては、旧くから例えば宇野弘蔵と大塚久雄との間の論争があるなど、いまだ定説が固まっていない現状といってよい。従来の所説については、いずれもマルクスの「資本の原始的蓄積」という規定に制約され、また資本主義経済の確立をもっぱら「産業資本」の一般的な成立にもとめるといった、『資本論』の論理によるバイアスが指摘できよう。それゆえ、資本主義を歴史的事実にそくして「ヨーロッパ世界経済」と規定したウォーラステインの問題提起は、従来の重商主義をめぐる論争を超克する画期的なものであった。

32) Wallerstein, *The Modern World-System*, 前掲訳, 135-138頁。

33) ウォーラステインは、この「資本主義的世界システム」について、「世界的規模で成立している社会的分業体制

世界商業が、いわゆる冒険商人の投機的活動がもたらすかぎりでの一過的で偶然的な分業にとどまらず、景気の変動をもグローバルに波及させるような蓄積連関としての自律性を得るために、固有の自己更新原理をもった商品生産の確立が前提となるであろう。すなわち、たんに大土地所有者や領主が生産物剩余を市場に提供して貨幣利得をうるということが一般的に行われるようになったというのではなく、商品生産および商品売買を手段に保有する資産の投機的な運用を自己目的とする資本家的経営の成立が前提になっているのである。売買差額を利潤として取得するだけの旧くから存在するたんなる商人とは本質的に異なった、この近代的な資本家的経営主体（企業家）として登場したのが、実質的に農業資本家となっていた企業家の領主層であり、また種々の製造業部門での新興の企業家層であり、さらにはそれらの商品を内外で売りさばいた大・中の商人資本家層だったのである。新世界からの金・銀の流入を背景に巨額の貨幣的富を貯えた彼らが、「価格革命」といわれる16-17世紀の長期インフレーションのなかでその資産価値の目減りを防ぐべく、積極的にさまざまな生産および流通の分野での余剰の貨幣資産の投機的な運用をはかる近代的な企業家に転進していったことは推測に難くないであろう。これこそ「貨幣の資本への転化」の現実過程に他ならず、かくして自律的な分業＝蓄積連関としての「ヨーロッパ世界経済」の産業基軸が形成されたのである³⁴⁾。彼らはこの価格革命を利用し、物価と賃金のギャップおよび生産

で、そこではあくなき資本蓄積にむけて生産の諸過程が統合されている」(Wallerstein, *Historical Capitalism*, Verso Editions, 1983, 川北稔訳『史的システムとしての資本主義』, 岩波現代選書, 33頁——傍点は引用者)と明確に規定しているのであるが、「生産の諸過程」を「統合」するシステムたりうるのは、景気のグローバルな波及を伴う自律的な蓄積連関だからである。にもかかわらずウォーラスティンには、この時期の景気変動に関する分析がない点で、課題を残しているように思われる。

34) 「貨幣の資本への転化」をこのような過剰な貨幣資産の投機的運用にそくして規定し、『資本家』をかかる近代的な経営主体（企業家）と位置づけることによって、歴史上のたんなる商人とは区別されなければならないこ

物の先物取引による利益を価値増殖の手段として、農業を中心とするヨーロッパ諸国の持続的な経済成長を支えていたのである。

ヨーロッパへの貴金属の流入は、一方で如上の種々の形態の資本家の企業経営を生み出したのであるが、他方では、金や銀が「世界貨幣」として局地的に流通していた諸通貨の交換比率の基準となり、また対外取引の決済手段として普遍的に流通するようになると、これらの貴金属の流通によって基礎づけられた世界市場は一つの自己完結した社会システムとして固有の自立性をうることになる³⁵⁾。もともと奢侈品として保藏される傾向にあった金や銀は、直接の消費対象とはならずにそれぞれの社会の富の余剰を体現する財として位置づけられ、局地的な象徴貨幣の通用範囲外との対外的な取引の手段として格好の特性をもっていた。金や銀がこうした奢侈品としての商品性を根拠に、世界市場で「一般的等価物」としての普遍的な交換性をもつことから、それを媒介にして形成される市場的交換関係は、いかなる人格的依存関係からも、またいかなる政治的な権威や権力からの自立した、一つの自己完結した社会システムとして現われてくるからである。近代の商品貨幣にはるかに先立つ起源をもつ局地的な象徴通貨もこうした貴金属とリンクされる——貨幣の商品化——ことになると、かかる「世界貨幣」の絶対的な通用力にもとづいて、さしあたり市場に参入するかぎりにおける全ての流通主体に、排他的な所有主体としての人格的独立性が与えられ

とを論じた拙稿「資本と商品流通——市場社会の構成原理」(『流通経済大学論集』, Vol. 21, No. 4, 1987) を参照されたい。

35) 『資本論』の「価値形態」論での『貨幣の必然性』の論理とは逆に、歴史的事実は、名目的な象徴通貨（各種金銅貨をも含む）の流通がすでにそれぞれの地域で制度化されていたのであり、それらがグローバルな商業の展開に伴って金あるいは銀を基準に統合されてゆく過程で、こうした実質的な商品としての正貨の不足や、「金と銀との価値比率の法定と両者の現実の価値変動との間の衝突から生ずる混乱」(Marx, *Zur Kritik der Politischen Ökonomie*, Dieg Ver. S. 74, 武田・大内他訳『経済学批判』, 岩波文庫, 90頁) が生じたのであった。この過程の詳細な具体的研究として、さしあたり本山美彦『貨幣と世界システム』(三嶽書房, 1986) を参照。

ことになるからである。金や銀を所有するかぎりにおいて、またこうした金や銀に対するどれだけかの交換性（価値）をもった商品の所有者であるかぎりにおいて、彼らは市場で誰からも指図されることのない自由な契約主体としてふるまえるのである。これまで一般に「商品経済の浸透」による土地をはじめとする所有関係の一元化として語られてきた事柄は、実は、こうした《貨幣の商品化》による市場システムの自立化を背景とするものに他ならなかったのである³⁶⁾。それは、ヒュームのいう「所有の安定のルール」の成立のための歴史的な条件ということになり、その結果においてヨーロッパ諸地域で任意の《自由な商品生産》の体制が確立したのである。

2. 市場社会秩序の形成

近代初頭の「地理上の発見」にはじまる商業革命は、ヨーロッパへの貴金属の大量流入によって、一方では、商品生産を投機的な資産運用の手段とする種々の形態の資本家的な企業経営を生みだすとともに、他方では貴金属の普遍的流通性を根拠に旧くからの局地的な市場を自立した交換システムである「世界市場」のもとに統一的に編成していったのである。こうした固有の自己更新原理をもつ資本家の商品生産の成立と、世界貨幣たる貴金属の流通の動向によって常に価値関係を左右されるあらたな「世界市場」の形成をつうじて、世界資本主義とよばれる「ヨーロッパ世界経済」の自律的な蓄積連関が確立したのである。資本主義とは、このように伝統社会の身分制秩序の形式的枠組のなかでいわば二重構造的に成立した、グローバル

36) われわれのみるところ、いかなる政治権力（権威）からも自立した市場社会における所有の安定と人格的独立性は、この商品としての世界貨幣（金・銀）の流通にもとづいて制度化されるものであろう。これについてのマルクスの次のような適切な指摘がある。「人間同志のあいだのコスモポリタン的関連は、もともと、ただかれらの商品所有者としての関連にすぎない。商品はそれ自身、宗教的、政治的、国民的、言語的なすべての障壁を超越している。商品の一般的な言葉は価格であり、その共通の本質は貨幣である。」（Marx, Zur Kritik der Politischen Ökonomie, S. 158, 前掲訳、200頁。）

な資本の蓄積機構として理解しなければならない。したがってその自律性も、これまで経済学が分析（論証）の対象にしてきた市場の合理的資源配分（資本配分）という調整（均衡化）機構とは、全く無縁のものといってよいであろう。すなわち経済学は、たしかに一方ではリカード—マルクスの流れにおいて階級的分配関係の価値（剩余価値）理論たりえ、また他方では市場の合理的資源配分機構についての価格理論たりえたが、けっしてこうした歴史的生成体（運動体）である資本主義そのものの理論たりえてはいなかったのである³⁷⁾。のみならずむしろ逆に、それらの理論の諸前提に現実を適合させるべく、資本—賃労働関係が普遍的にゆきわたった架空の状態を仮定して「純粹資本主義」を論じ、また完全情報にもとづく「完全競争」というもともと市場競争とはいえないものを本来的であるかのように位置づけてきたのであった。

そこでわれわれはまず資本主義について、ヒュームやスマスおよびハイエクが問題にした社会システムとしての安定的な秩序の論理や、経済学がこれまで取扱ってきた市場の自己調整的な価格機構（機能分析）とは全く区別される、歴史的実在であるグローバルな蓄積連関（分業体制）として位置づけることから出発しなければならない。それはすでにみたように、資本の自己更新原理にもとづいて、一般には景気変動とよばれるきわめて不安定な固有の自律的運動を展開しながら、外延的・内包的な拡大をとげていったことは周知のとおりである。この資本主義世界経済は互いに異なる種々の政治=社会体制および諸生産形態（様式）をも包括しながら新世界をも含む全ヨーロッパ規模で生成・発展したのであるが、とりわけ北面ヨーロッパの中核地域における資本家の農業生産の生産力的

37) マルクスの場合、固有の資本主義の歴史・社会理論は、むしろ『資本論』に先立つ諸著作の中に多く散見することができるのであり、いわゆる「マルクス経済学」のように青年期・中期マルクスの著作を軽視し、資本主義分析をもっぱらリカード・モデルに依拠した階級的分配（剩余価値）論に一元化することには、多くの難点が伴うであろう。

発展がそれらの地域での新産業の勃興(工業化)をもたらし、地域的分業の深化と旧来の自足的経済生活の解体とを促進していったことは容易に推測できよう。これらの中核地域での商品(貨幣)経済のかかる内包的な成熟は人々の日常生活への商品売買の浸透を伴い、さきに述べた貨幣所有の絶対性を基礎として、人々に所有主体(契約主体)としての人格的独立性を与えることになる。すなわちここに、①所有の相互是認のルール、②引渡しによる所有の移転のルール、③契約遵守の義務を命ずるルールという、ヒュームの「三つの基本ルール」にもとづく自生的秩序をそなえた所有権者の市場社会 possessive market society (商業社会) が成立したのであった³⁸⁾。

このように近代ヨーロッパにおける市場社会の自生的秩序は、資本主義世界経済の自律的な蓄積=分業連関を存立せしめていたのであり、しかもさしあたり新興産業の簇生(工業化)によって高度に地域内分業の進行した先進地域にのみ部分的な事象であったにすぎない。しかし資本主義世界経済が、いかに部分的であったにせよ、旧体制下のヨーロッパにおいて「自然的自由の体制」(スミス)という独自の法体系をもった社会システムの成立のうえに確立したことは看過してはならない³⁹⁾。ヒュームの「三つの基本ルール」こそ、「世界貨幣」の流通を介する「世界市場」での交換関係が、それぞれの諸地域で、諸個人の内面的な規範(徳)の体系の生成を介して、自己完結した社会システムとして制度化される論理を示したものといえよう。それゆえこの市場社会の自生的秩序は土地の私的所有にもとづく任意の商品生産を保証するとはい、市場へ参入するかぎりにおいて人々に

人格的独立性にもとづく『契約の自由』すなわち競争を保証しているにすぎない。したがってそのかぎりでは、逆に、いわゆる「経済的自由」すなわち「営業の自由」という競争条件の公平性が保証されているわけではないのである。だからこそこうした市場社会が、人格的不平等の原理に立脚する旧来の身分制社会のなかに共存したのであり、むしろそれを少数の特權的資本が独占的競争の手段として積極的に利用するという特權的自由主義(ブルジョア)体制をさえ生みだしたのである。

こうして、ヨーロッパ世界経済(資本主義)の成立にもとづく、固有の自生的秩序をそなえた社会システムとしての市場社会は、「営業の自由」を確立する市民革命にはるかに先立って存立していたわけであり、それゆえそれはけっしてこれまでの経済学が想定してきたような安定的・調和的な社会だったわけではなかった。

3. 市場社会と価格機構

市場が自己調整機能をそなえた価格形成的な市場でありうるためには、不確定な需要の変動と任意の供給増加の可能性とが前提となり、それゆえかかる自己調整的市場はすでにみた市場社会においてはじめて機能しうるにすぎない。しかしながらこの市場の自己調整機能といつても、けっして「完全競争」をつうじて経済的「均衡」を実現するというわけではなく、不斷に変化する状況のなかで不完全な情報下におかれている個々の経済主体が、競争をつうじてたえず事後的な自己規制を余儀なくされるという市場社会の特殊な経済構造を意味しているにすぎない。したがってそのかぎりにおいて、市場社会は何ら非独占的競争(「営業の自由」)を必須の存立要件としているわけではないのである。そこでわれわれは、近代史の「大転換」Great Transformation を18世紀末から19世紀初頭にもとめる K. ポランニの所説について、批判的に検討することにしよう。

ポランニは自己調整的市場の、それゆえ市場社会の成立要件を、自由な労働市場の形成、土

38) Hume, Treatise of Human Nature, Book III, Part II, p. 293, 前掲訳, (四)114頁。

39) 一つの自己完結した自生的秩序を有する社会システムとしての市場社会は、すでにみたように、一方で『貨幣の商品化』という局地的通貨の「世界貨幣」とのグローバルなリンクを前提にしながら、他方では、利潤を目的にした任意の『自由な商品生産』を保証する土地所有の一元化を前提にするかぎりにおいて、当初はヨーロッパにおいても部分的な存在にすぎなかつたのである。

地の商品化による流動性の確保、そして金本位制の確立による貨幣発行の政府のコントロールからの自立にもとめた。そこで「救貧法」の改正(1834)や、土地法の改革と「穀物法」の廃止(1846)、そして「ピール条例」(1844)によって市場経済の前提条件が整備され、ここに19世紀初頭において市場社会の成立という世界史的転換が実現されたのだという⁴⁰⁾。しかしながら「本源的生産要素」としての労働、土地、貨幣が商品として取引の対象になったのはなにも19世紀に入ってからのことではなく、すでに重商主義の時代から農業生産における賃金労働や商人による土地取引がかなりの程度みられ、また諸通貨も世界貨幣たる金・銀にリンクされていたことは前述のとおりである。推測するに、ポランニが「統制的市場から自己調整的市場への移行」という場合、その「調整」はその本来の意味を越えて経済学的均衡の実現と解され、しかもそうした均衡があたかも市場社会そのものの存立条件であるかのように位置づけられているのではなかろうか。19世紀前半に制定された先の諸条例が、労働、土地、そして貨幣の価格彈力的な供給の増減を可能にする機構を制度化し、ここに「全生産要素は価格と相互に作用しあう需要・供給メカニズムに従属する」「経済システム」が成立して、社会がそのなかに「埋没」するというのである⁴¹⁾。

アルカイックな社会や未開社会(民族)における交換(交易)および貨幣についての卓越した論究にもかかわらず、資本主義経済およびその下での近代的市場に関するかぎり、ポランニは驚くほど素朴に経済学(均衡論)的思考方法に依拠てしまっているといわざるをえない。

40) Karl Polanyi, *The Great Transformation*, Beacon Press, 1957, p. 86, 吉沢・野口他訳、『大転換』、東洋経済新報社、92頁。

41) こうしたポランニの『経済』と『社会』とを対立させて位置づける理解の根本的あやまりについては、すなわち『経済』を結局は市場経済にそくしてのみ一面的に理解している点については、拙稿「経済合理性と物神性——経済学批判への方法序説——」(『流通経済大学創立二十周年記念論文集』、1985)を参照。結局ポランニにおいては、社会システムとしての市場の理解が欠落しているのである。

ポランニの所説については、資本主義世界経済の自律的な蓄積連関、および市場社会の自生的な秩序、そして市場の自己調整的な価格機構の、それぞれの位相差をあきらかにすることなく、それらすべてを「経済システム」の名のもとに一括してしまうという誤まりが指摘できよう。しかも、「経済システム」といってもたんなる自己調整的な価格機構の意味で理解されているにすぎず、この事後的な需給の調整という競争的市場の機能があたかも近代社会の存立条件であるかのように転倒して位置づけられているのである。すなわちポランニは、ヒューム、スミスそしてハイエクが論及した市場社会の自生的秩序という固有の「社会システム」の存在を全く無視し、近代社会においてはあたかも価格機構が何らかの『経済的均衡』をもたらすものとしてそれにとて替りうるかのように扱っているといってよい。

たしかに市場が価格形成的で自己調整機能をはたすことになるのは近代に特有の現象なのであるが、こうした機能こそ市場社会の自生的秩序に根拠をもっているのであって、ポランニがいうように価格機構が市場社会を存立せしめているわけではない。むしろ逆に、一元的所有の安定と貨幣の商品化(世界貨幣の成立)を歴史的前提にする市場社会においてはじめて、所有の排他性にもとづく私的生産の自由(無政府性)と、世界貨幣たる金の流通をつうじて左右される需要の変動の不確定性とが生じ、ここに価格形成的市場(自己調整機構)が制度化されることになるのである。それゆえ市場の考察にさいしこうした価格機構の一面のみを独立させて取扱い、いかなる社会システムからも「自立」した「経済システム」として論ずる均衡論的アプローチのあやまりが指摘されなければならない。すでに前節でみたように近代において市場は、あくまで固有の自生的秩序をそなえた社会システムとして存立しているのであって、そのかぎりにおいて価格形成的(自己調整的)でありうるにすぎないのである。

かくしてわれわれは、経済と社会とを対置さ

せるポランニの世界史像そのものを根底的に批判しなければならない。しかも貨幣の商品化および土地の商品化はけっして「擬制」などではなく、それ世界貨幣（商品）たる金とのリンク、および土地所有の一元化という歴史的事実なのであって、それらにもとづく市場社会の構成原理が「労働力の商品化」という階級関係の処理形式（擬制）を要請するのである⁴²⁾。

結語

アダム・スミスいらい经济学は多かれ少なかれその市場理論において、市場社会の秩序の論理と市場の機能の論理というそれぞれ異なる二つの内容を区別しないまま同一に取扱ってきた。すでにコント、デュルケームによる批判の対象となった功利主義原理にもとづく予定調和的な秩序観こそ、こうした经济学の枠組に一元的に定位した固有の社会像=秩序観ということができよう。「営業の自由」に象徴される、いわゆる「経済的自由」こそ、かかる意味での社会の「秩序」すなわち経済的均衡を実現する「公序」と位置づけられ、例えばポランニのように「市場システムを創造しようとした社会の組織原理」とみなされてきたのである。しかしながらこの「経済的自由」の内実を詳細にみると、それが、経済的機会の均等を保証する「人格的平等の原理」という、もともと市民革命期に固有の政治思想に起源をもつことがわかった。すでにスミス自身がこうした意味での「経済的自由」（反独占政策）を、『国富論』のなかで、あくまで国民一人あたりの消費をふやすため（合理的資源配分）の政策選択の問題として、すなわち事実問題ではなく権利問題（Sollen）として取

扱っていたにすぎないのである。それゆえかかる経済的自由は、市場社会そのものの存立をささえる本来の自由の原理すなわち《人格的自由の原理》（契約の自由）とは明確に区別されなければならなかった。

スミスはこうした市場社会の自生的秩序について、ヒュームのコンベンショナリズムに全面的に依拠しながら、『国富論』とは全く別の文脈で、すでに『道徳感情論』のなかにおいて言及していたのであった。契約社会としての市場社会にとって本来的なのは《契約の自由》を保証する人格的独立性であって、それは必ずしも人格的平等性に一致しているわけではなかった。ここに、市民革命に先立つヨーロッパ諸地域での市場社会の成立と、そのイデオロギーともいうべきいわゆる前期的、特權的な自由主義の根拠があるといえよう。この市場社会にとって独占もまた競争の手段の一つなのであり、经济学が前提とする「自由競争」という経済機会の均等は何ら本来的なものではなかった。たしかに市場は、相互に独立した所有主体の集合として固有の自生的秩序をそなえた市場社会のもとにおいてはじめて、私的に営まれる生産=消費の物質代謝連関に規制をくわえる自己調整機能をはたすことになるが、それは個別の分散した不完全な情報（知識）しかもちあわせない個々の経済主体が競争というコミュニケーションを経てそれぞれ不確実な意志決定を行うプロセスを意味するにすぎず、これまで自由主義的経済理論が多かれ少なかれ描いてきたような何らかの「定常状態」（均衡）を実現するというわけではないのである。

42) 市場社会においては、たしかに全ての生産要素に価格づけがなされ、「需要・供給メカニズムに従属」することになるが、しかしいかに貨幣、土地、労働力の商品化がなされようと、「特殊な商品」というべきそれらの価格彈力的な供給増加の困難は永久に免れないである。これら「三市場」の成立による「自己調整的」（均衡的）な「経済システム」の確立というポランニの《経済学》的想定の幻想性は、例えばイングランド銀行によるたびたびのピール条例の停止の事実によっても明らかであろう。